

内閣委員会建設委員会連合審査会議録第二号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

内閣委員会
委員長 鈴木 明良君

理事 江花 靜君 理事 小川原政信君
理事 奈良 治二君 理事 若米地義三君

理事 船田 亨二君
飯塚 定輔君 井上 知治君
田中 萬逸君 松岡 駒吉君

建設委員会
委員長 淺利 三朗君

理事 江崎 真澄君 理事 田中 角榮君
理事 内藤 隆君 理事 天野 久君
理事 砂間 一良君

井手 光治君 池見 茂隆君
今村 忠助君 越智 茂君
瀬戸山三男君 西村 英一君
三池 信君 八百板 正君
小松 勇次君 増田 連也君
深澤 義守君 寺崎 覺君

出席政府委員
経済安定政務次官 西村 久之君
経済安定事務官 河野 通一君
(総裁官房次長) 奥村 重正君
中央経済調査庁次長 木村 武君

委員外の出席者
建設事務次官 中田 政美君
内閣委員会 龜井川 浩君
内閣委員会 小關 紹夫君
専門員 西畑 正倫君
建設委員会 西畑 正倫君

本日の会議に付した事件

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)

〇鈴木委員長 これより内閣委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。内閣委員長であります私が委員長としての職務を行います。

本日の日程は、経済調査庁法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案であります。まず政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りたいと思っております。それではこれより政府の提案理由の説明を求めます。中央経済調査庁次長奥村重正君。

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法(昭和二十三年法律第二六六号)の一部を次のように改正する。

「中央経済調査庁」を「経済調査庁」に、「中央経済調査庁長官」を「経済調査庁長官」に、「管区経済調査庁」を「管区経済局」に、「管区経済調査庁長」を「管区経済局長」に、「地方経済調査庁」を「地方経済調査局」に、「地方経済調査局長」を「地方経済調査局長」に改める。

第一条本文を次のように改める。

経済調査庁は、国民経済の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費、物価(貨銀を除く。)並びに貿易等経済に関する法令の円滑な運営を確保することを目的として左の事務をつかさどる。

同条第一号中「経済統制の励行の確保に」を「経済に関する法令(別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びにこれらの法令に基づいて発せられた命令をいう。以下経済法令という。)の励行の確保に」に、同条第二号中「経済法令(別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに当該法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。)の遵守の奨励その他経済法令に関する違反行為の予防のためにする一般国民の啓発」を「経済法令に関する国民の啓発」に、同条第三号中「行政機関の行う経済法令に関する経済施策の実施に対する監査」を「経済法令の運営に関する行政機関、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道(以下「日本専売公社及び日本国有鉄道」を「日本専売公社及び日本国有鉄道が保有する物資に関する調査並びに不正保有物資の調査及び活用」に改める。

同条の次に、次の二条を加える。

第一条の二 経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査庁及び法令による公団の業務の調査及び

び経理の監査を行うことができ

る。

第六条第一項及び第四項中「第一条」の次に「及び第一条の二」を加える。

第六条の二を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

第十条 管区経済局長及び調査部長は、経済調査官をもつてこれに充てる。

2 管区経済局における経済調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十二条第一項及び第四項中「経済調査管区」を「管区経済局の管轄区域」に改め、「第一条」の次に「及び第一条の二」を加え、同条第三項及び第四項中「庁長」を「局長」に改める。

第十二条の二を削る

第十三条を次のように改める。

調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十七条第一項及び第四項中「第一条第一号、第二号、第四号乃至第八号」を「第一条及び第一条の二」に改め、同条第三項中「庁長」を「局長」に改める。

第十九条中「第一条各号」の次に「及び第一条の二」を加える。

第三十一条中「第七條第二項又は第十三條第二項」を「経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)第三十四條の三第一項第三号又は同法第三十四條の七」に改める。

第三十二条第一項中「第七條第二項又は第十三條第二項」を「経済安定本部設置法第三十四條の三第一項第三号又は同法第三十四條の七」に改める。

第三十三条中「第一条第三号」の次に、「第一条の二」を加え、「又は第七條第二項」を、「経済安定本部設置法第三十四條の三第一項第三号又は同法第三十四條の七」に改め、「監査」の次に「及び調査」を加え、「昭和二十四年法律第六十四号」を削り、同条に第二項及び第三項として次の二項を加える。

2 経済調査庁長官、管区経済局長又は地方経済調査局長は、前項の調査又は調査の結果必要と認めるときは、それぞれ関係機関に対し、その所管事項の運営の改善に

関する事項の調査及び

規定する事務の外、特別調査庁及び

法令による公団の業務の調査及び

び経理の監査を行うことができ

る。

第六条第一項及び第四項中「第一

条」の次に「及び第一条の二」を加

える。

第六条の二を削る

第七条から第九条までを次のよう

に改める。

第七条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

第十条 管区経済局長及び調査部長は、経済調査官をもつてこれに充てる。

2 管区経済局における経済調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十二条第一項及び第四項中「経済調査管区」を「管区経済局の管轄区域」に改め、「第一条」の次に「及び第一条の二」を加え、同条第三項及び第四項中「庁長」を「局長」に改める。

第十二条の二を削る

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条及び第十五条中「庁長」

を「局長」に改める。

第十五条中「庁長は、管区経済調査

庁長の指揮監督を受け、庁務を掌理

し、部下の職員を指揮監督する。」を

「局長は、管区経済局長の指揮を受け

て、同務を掌理する。」に改め、同条

に第二項として次の一項を加える。

2 地方経済調査局における経済

調査及び活用」に改める。

同条の次に、次の二条を加える。

第一条の二 経済調査庁は、前条に

規定する事務の外、特別調査庁及び

法令による公団の業務の調査及び

び経理の監査を行うことができ

る。

第六条第一項及び第四項中「第一

条」の次に「及び第一条の二」を加

える。

第六条の二を削る

第七条から第九条までを次のよう

に改める。

第七条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

第十条 管区経済局長及び調査部長は、経済調査官をもつてこれに充てる。

2 管区経済局における経済調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十二条第一項及び第四項中「経済調査管区」を「管区経済局の管轄区域」に改め、「第一条」の次に「及び第一条の二」を加え、同条第三項及び第四項中「庁長」を「局長」に改める。

第十二条の二を削る

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条及び第十五条中「庁長」

を「局長」に改める。

第十五条中「庁長は、管区経済調査

庁長の指揮監督を受け、庁務を掌理

し、部下の職員を指揮監督する。」を

「局長は、管区経済局長の指揮を受け

て、同務を掌理する。」に改め、同条

に第二項として次の一項を加える。

2 地方経済調査局における経済

調査及び活用」に改める。

同条の次に、次の二条を加える。

第一条の二 経済調査庁は、前条に

規定する事務の外、特別調査庁及び

法令による公団の業務の調査及び

び経理の監査を行うことができ

る。

第六条第一項及び第四項中「第一

条」の次に「及び第一条の二」を加

える。

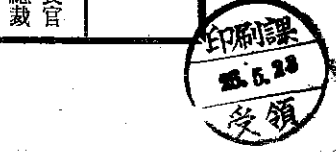
第六条の二を削る

第七条から第九条までを次のよう

に改める。

第七条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。



ついで勧告を受けることができる。
3. 前項の勧告を受けた場合においては、関係機関は、遅滞なく、その勧告に対して取つた措置を経済調査庁長官、管区経済局長又は地方経済調査局長にそれぞれ報告するものとする。

第三十四条第二項中「第一条」の次に「第一条の二」を加え、「第七条第二項又は第十三条第二項」を「経済安定本部設置法第三十四条の三第一項第三号又は同法第三十四条の七」に改める。
第三十七条第二項を削る。

「別表第一」を「別表」に改め、同表中第八号を削り、第九号を第八号とする。
別表第二を削る。

この法律中経済調査庁法第一条、第一条の二、第六条、第六條の二、第七條第二項、第十二條、第十二條の二、第十三條第二項、第十七條、第十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條及び別表第一に關する改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第 号）が制定施行されるまでは、第一条及び第一条の二中「経済調査庁」とあるのは「中央経済調査庁」と、第三十三條第二項及び第三項中「経済調査庁長官」とあるのは「中央経済調査庁長官」と、管区経済局長」とあるのは「管区経済調査庁長」と、「地方経済調査局長」とあるのは「地方経済調査庁長」と、

それぞれ読み替へるものとする。
○農村政府委員 経済調査庁法の一部を改正する法律の提案理由につきまして説明いたします。
今般経済事情の推移に即応いたしまして、経済調査庁法の一部改正を要することと相なつたのでありますが、特に説明を要します点について申し上げます。

改正の第一点は、経済調査庁の任務の重点を改めたこととあります。すなわち、従来は経済統制の円滑な助行を確保することを目的としておりましたが、今後は、経済統制の範囲にとどまらず、経済関係法令一般の円滑な運営を確保することに改めるとともに、新たに特別調査庁及び公団の監査を行うことができることとし、またその監査の結果を関係機関に対して勧告をなし得る規定を設ける等、監査の面に一段と力を注ぐこととしたこととあります。

第二点は、地方機構を整備したこととあります。すなわち経済安定本部設置法の一部改正と相まちまして、管区経済調査庁を経済安定本部の他の地方機関とともに、新たに設置いたします。管区経済調査局に統合し、また地方経済調査庁を地方経済調査局と改称したこととあります。

経済調査庁法改正の要点は、以上の通りであります。御承知のように、国民経済の調和ある復興をはかるため、経済関係諸法令の円滑な運営を確保いたしますことは、現下きわめて緊要なこととあります。経済調査庁いたしましたし、その任務の重要性にかんがみまして、今後ますますその使命

達成に遺憾なきを期したい所存であり、今般提案いたします法律案は、この使命を達成するため必要な改正を行おうとするものであります。
ここにすみやかなる御審議と御賛同をお願いする次第であります。

○鈴木委員 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。続いて建設省関係の政府委員がまだ見えられおりませんので、とりあえず経済調査庁法の一部を改正する法律案について質疑に入りたいと思つております。質疑の通告がありますからこれを許します。
田中角栄君。

○田中（角）委員 経済調査庁法の一部を改正する法律案第一条の二に対して当局の説明を求めます。この第一条の二「経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる」と規定せられておりましたが、第一条の二における特別調査庁は、公法人として考えられておられるかどうかという点に対して、まず意見を伺いたいと思つております。

○農村政府委員 お答えいたします。ただいま御説明申し上げましたように、今回の法律の改正によりまして、従来調査庁といたしましては、経済統制の助行、確保を仕事の重点といたして参りましたが、今後間口を広げまして、重要な経済関係法令一般の助行、確保ということに任じて参りたい、かように考えておる次第であります。そこで重要な経済法令の助行と申しますと、要するに重要な経済施策の運営を確保することになら

うかと思つております。つまり重要な経済施策を任務といたしまする行政機関等は、これをわれ／＼の監査の対象といたしまして、いわゆる法の趣旨といたしまして、そのその実行の段階におきまするがございまして、相手方を調査発見いたしまして、相手方に勧告をし、その改善をいたして参らうということをやつておるわけでありまして、従いまして、およそ行政機関と名のつきましますものは、すべて建前といたしまして、調査庁の監査の対象となし得ることといたして参りました。かように考えておるわけでありまして、そこでそういう建前をもちまして、第一条を規定いたしましたのであります。行政機関の中で、いわゆる重要経済法令に直接関係のないと申しますか、それを中心にして運営せられておるものとは、いささか解釈しにくいようなものが出て参つたのであります。つまり清算の段階に入りまして公団であるとか、あるいはまたたた公団であるとか、あるいはまたたた公団の通知にいわゆる調査命令によりまして、物件でありますとか、あるいは施設等を整へまして、その必要になりました場合には、これをさらに売却をする。つまり物件を買いましたり、売却したりといつたような仕事をいたしておるわけでありまして、ただいま申し上げましたように、重要な経済法令の運営自体を目的としておるといふふうには、少し解釈がしにくいのであります。従いましてこれらの対象につきましては、特別に一条の二を設けまして特定をいたすという、立法上の形式を採用いたしたわけでありまして、さういふきさつで特別調査庁を第一条

の二に特別に入れたわけでありまして、その趣旨といたしましては、第一条にただいま申し上げましたような意味合いで、一般的に掲げることができますれば、その形式によりたかつたのであります。実現上の技術でさういふふうになりましたことを、まず御了承願ひたいと存じます。なおこの特別調査庁はいわゆるお役所でありまして、行政機関の一つと考えておられます。

○田中（角）委員 第二に伺いたいことは、業務の調査及び経理の監査ということを規定されておりますが、これは実際に行つ場合どういふことを意味しておられるか、承りたいと思つております。

○農村政府委員 行政監査をいたします場合に、ただいま申し上げましたように、通常の場合には重要な経済法令の運営いかんということを中心といたしまして、少し言葉が固くございしますが、いわゆるその運営上にむだや非効率がないか。つまり経済性の追及というところを中心のねらいといたしまして仕事を参るわけでありまして、しかしながら特殊な場合、特殊な機関につきましては、それだけでは目的を達しない場合が生じて来るのであります。たとへば清算の段階に入りまして公団のごときは、いわゆる経理を中心といたしまして清算事務が、適当に運営せられておるかどうかということとを課題として監査をいたすわけでありまして、特別調査庁につきましてもほぼ同様でございます。これは先刻申し上げましたように物件なり施設を中心といたしまして、金の出入りということが特別調査庁の事務の中心でございますから、それをわれ／＼は中心の課題にい

うかと思つております。つまり重要な経済施策を任務といたしまする行政機関等は、これをわれ／＼の監査の対象といたしまして、いわゆる法の趣旨といたしまして、そのその実行の段階におきまするがございまして、相手方を調査発見いたしまして、相手方に勧告をし、その改善をいたして参らうということをやつておるわけでありまして、従いまして、およそ行政機関と名のつきましますものは、すべて建前といたしまして、調査庁の監査の対象となし得ることといたして参りました。かように考えておるわけでありまして、そこでそういう建前をもちまして、第一条を規定いたしましたのであります。行政機関の中で、いわゆる重要経済法令に直接関係のないと申しますか、それを中心にして運営せられておるものとは、いささか解釈しにくいようなものが出て参つたのであります。つまり清算の段階に入りまして公団であるとか、あるいはまたたた公団の通知にいわゆる調査命令によりまして、物件でありますとか、あるいは施設等を整へまして、その必要になりました場合には、これをさらに売却をする。つまり物件を買いましたり、売却したりといつたような仕事をいたしておるわけでありまして、ただいま申し上げましたように、重要な経済法令の運営自体を目的としておるといふふうには、少し解釈がしにくいのであります。従いましてこれらの対象につきましては、特別に一条の二を設けまして特定をいたすという、立法上の形式を採用いたしたわけでありまして、さういふきさつで特別調査庁を第一条

たしまして監査いたして参りたいと存じております。さような意味合いで、ただいまお示しのような表現をいたしたわけでありませう。

○田中(角)委員 第一問に申し上げましたように、特別調査は公法人ではない、行政官庁であるということをお認めになつておられるのであるならば、この法律案の目的とするところは了承できるものでありますが、法文の字句に現われたこの表現の方法によると、この法律案の目的とするもの以外に、解釈のいかんによつては非常に広義に解釈せられる。その場合には、当然憲法に規定するところの国の支出というものに對しては、会計検査院がこの会計検査の任に當るということで、私たちが決算委員といたしまして現在の決算報告に對する取扱いというものの最終決定は国会にあるのではないかと、いうことを、現に今研究しつつあるのであります。先般来各界の権威者を集めてこれが結論を出すべく努力をしておりますが、申し上げるまでもなく現在の状態においては、会計検査院において検査を確定することになつております。しかし私たちが現在の憲法下でもつて議院の権能というものを考える場合、会計検査報告というものに対しましては、これは単なる報告であり、議案ではないということを言われるならば、国政調査権というものを大きく解釈した場合、会計検査を行へるといふことも成立つわけでありませう。これは先般決算委員会における参考人の間に、非常に議論の焦点となつたのであります。会計検査院が会計検査を行へるといふことを確定するということに異議があり、かつ決算委員会の権能

において、国政調査権を発動して会計検査を行うということになつてさへも非常に重複するのであつて、これが解釈には、大きな面から見ても、かつまた各般の意見を徴しても、結論が見出せないような状態でありませう。これは特に経理監督というものの重要性を説く場合は、当然決算委員会の国政調査権というものを発動して、経理監督を行つてもよろしいということも考えられます。これは憲法に規定するところの会計検査院の権能というものと、どこで区分をするかということが非常にむづかしい。だから法の体系をくずさないで行くためには、まだ議論の余地があるということで、現在研究の過程にあるわけですが、そういうときにあたつて、経済調査法の一部を改正する法律案が出されたのであります。その主目的とするところはよくわかりませんが、特に会計検査院が憲法に規定する国の支出の会計検査を行うということに對して、行政官庁である特別調査院に對しても、経済調査院が経理監督を行へるといふことであつて、これは非常に重複になるということが考えられると思つておられます。特に私たちが主張しておりますように、会計検査報告というものは、当然国会に議決法案として提出せらるべきものであるといふことを考えられた場合は、特別調査院においては、決算委員会の監督を受け、会計検査院の監督を受け、特にまた経済調査院の監督を受けるといふことになるのですが、これはもちろん費用支出の適正を期する意味において、当然そのような処置がとられることも望ましいかもしませんが、實際の問題として考えるときには、いわゆる

憲法上の疑義も多少あるのではないかと思つております。これに對する根本的な立案者の意見を聴取したいと思います。

○農村政府委員 答へいたします。ただいまのお尋ねは、要するに監督機能の重複という点に要約することができると考へるのであります。私どももこの法案を考へます場合に、会計検査院との事務の關係ということについては、非常に頭を使つたつもりでございます。打明けて申し上げます、会計検査院の責任者とも教回話しをいたしました。その間、むだ、非能率を監査して参ります調査院が、監督機能の面においてお互いに重複いたしました。みづからむだ、非能率を繰返すというふうなことがあつてはまことに申訳ない次第で、その意味合いで教回話しをいたしましたのであります。その結論は、要するに会計検査院はいわゆる憲法上の機関でありまして、ただいまお話のようになつて責任を持つわけではあります。また實際上業務の運営は、この会計の決算につきまして、つまり予算執行の事後におきましてその状態を検査するということに重点が置かれておる実情でございます。それに対しては調査院の方は、これはあくまで政府の内部の監督機関であります。検査院に責任を有することとは、おのずからその間に差異がございます。政府の内部の機関という建前になつておるわけでございます。また実際の仕事のやり方も、会計検査院の、事後においていわゆる決算を見るということに重点を置いておるのに対して、私どもの方では、施策の運行の過程におきま

して、そのむだ、非能率を発見いたしまして、当該官庁にこれを勧告いたしまして、その進行の過程において改むべきものは改めていただき、すぐその効果を上げていただく。つまり間違ひを避けるということが仕事の半分でございます。その見つけたものをただちに改善していただくという、その面にむける重点を置きました仕事をやつて参りたい。かようなことで会計検査院とは決して事務の重複はないということ、今回の立案に至つたわけでありませう。

○鈴木委員 田中さんにお話いたしました。ただいま建設省の政府委員が見えられましたので、建設省設置法の一部改正法律案について、政府の提案理由の説明を求めた後、一括議題として質疑に入つた方が便宜だと思つたが、いかがでございますでしょうか。

○田中(角)委員 よろしゅうございませう。

○鈴木委員 それでは次に建設省設置法の一部を改正する法律案について政府の提案理由の説明を求めます。建設省事務次官中田政美君。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二を次のように改める。
二十六の二 公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基

き、建設工事、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行い、並びに建設工用資材の加工及び建設工用機械の修理に関する事務を行うこと。

第四条第四項中「他の局」の下に「及び地理調査所」を加える。
第七條中「第三條第二号に規定する事務」の下に「同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。
第十條第一項の表中官庁營繕審議會、河川審議會及び道路審議會の項を削り、同表中の測量審議會の項に土木審議會の項を次のように加える。

土木審議會
建設大臣の諮問機関としてその諮問に依つて河川、砂防、道路、災害復旧その他土木に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。
2 土木審議會(以下「審議會」といふ)は、建設大臣及び委員二十五人以上で組織する。
3 審議會の委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員、土木に関する学者及び土木に関する調査、研究、指導、啓蒙等を行う団体の職員並びに、必要があるときは、その他の土木に關しすぐれた知識と経験とを有する者のうち

から、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。この場合において、委員で営利事業に従事するもの数は、委員の総数の四分の一以上であることができない。

4 土木に関する専門的事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員二十人以上以内を置くことができる。

6 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、非常勤の国家公務員として、建設大臣が任命する。第十二条第一項の表中関東地方建設局の項を次のように改める。

関東地方建設局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
---------	--

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条の改正規定は、昭和二十四年十月一日から適用する。

○中田説明員 ただいま提案になりました建設省設置法の一部を改正する法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に行政機構簡素化の一環として諮問的な審議会を整理する一般の方針に基づきまして、建設省におきましても官庁審議審議会を廃止することとし、なお河川審議会及び道路審議会を廃止し、これにかえて土木審議会を設け、河川、砂防、道路、災害復旧等、土木に関する事項の審議機関とすることにいたし、その組織及び構成員について

必要な規定を設けました。

第二に、地理調査所の有する高度の技術を活用いたすべく公共団体、日本国有鉄道または日本専売公社の委託に基いて、土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影を行うことができるものといたしました。

第三に、関東地方建設局の位置を船橋市から東京都港区に移す必要があるので所要の改正を加えました。以上がこの法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたします。

○鈴木委員長 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。

建設省設置法の一部を改正する法律案、それから経済調査庁の一部を改正する法律案を一括議題として質疑を継続いたします。田中角栄君。

○田中(角)委員 まず先ほどの質問に続きまして、経済調査庁法の一部を改正する法律案に対して質問を続行いたします。本法案の立案に対して、いろいろ経済調査庁でとられた処置に対しては、当然のことであると思っております。しかも十分審議を尽くさずにおりまして、しかも十分審議を尽くされたようでありまして、私はこの問題はただ単に便宜的に業務が混濁しないというよりも、これは非常に大きな問題であり、かつ先例となる問題でありますので、十分論議を尽くしておく必要があると考えておるので、こまかいところまでお聞きするようでありまして、こういう条項に対しては明らかにしておきたいと思っております。その意味で私は憲法に規定してあるところの特別調査庁、すなわち行政官庁に対する会計監査の責任は会計検査院であるということ、私はまず第一に認識しておるわけでありまして、その場合本法案の目的とするところが、会計検査院が行う会計検査と全然目的を異にしておるとは言いながら、本条文を見るときに、当然会計監査の権限を経済調査庁に付与することになるのでありまして、この場合は官庁権限の紛争は免れないと思っております。私はこういうものは事実上どうであろうとも、第三者が考えた場合、立案者の気持通りはこの法律が運用せられるとは思いません。法律案が法律となつた場合は、この字句によつて運用せられるのでございまして、私はこれは重大なる官庁権限の紛争であると思つて、だからまずこの問題の紛争でないといふことから解決して行かなければ、本条文をそのままのみにするわけには相ならぬと考えております。その意味におきましては、先ほど次長が御説明になりましたように、会計検査院は憲法の規定により国会に対して国の支出の監査に対する責任を負うのはもちろんわかりました。しかしそこに私たちが決算委員会でも考えておるところの、会計検査院だけをもつて監査を行うことは不相当である、それは何によつて不相当かという点、実際問題として不相当だ、なぜかという点、現在の会計検査院の権限において、会計検査院が憲法に規定せられた通りの業務を行う責任を持つことはかたいという結論に達しておるから、そういうことを申し上げておるのであります。会計検査院が行う国の支出に対する会計検査というものが、国会に対して最終的検査報告に対する責任を負うのみであつたならば、会計検査院の権限は非常に小さくなつてしまふ。憲法に規定するところ

の会計検査というものは、もちろん国会に対してその検査確定に対する責任を負うと同時に、国の支出の適正効率化ということも当然な任務でありまして、現在の会計検査院の組織機能としては、これを行うことができないといふだけに過ぎません。会計検査院は現在の組織機能において、憲法に規定せられるところ、みずからに付与せられた権限を行うことができないといふだけであつて、その場合、私はもしそうであつたならば、決算委員会の国政調査権を發動しても、検査と国の支出の適正は当然はからなければならぬといふところに、われわれの議論の焦点があるのであります。そういう意味からいって、私は、次長が言われた会計検査院は国会に対してのみ責任を負うのであるということが詭弁であるとは申し上げません。申し上げませんが、私は次に根本原則において、特別調査庁という行政機関が、初めて経済調査庁といふことごときもの経理検査を受けるから、この疑義をはつきりしておかないで、経済調査庁が会計検査院の権能を犯さないといふことをもつて経理検査を行える権能を付与することは妥当でないと考えております。その意味で私は第二問において、あなたに経理検査といふものは現実にはいかなることを行うのかという定義の説明を求めたのですが、これに対してあなたからは御答弁がなかつたのです。なかつたものだから結局根本的にこういう質問になるのですが、私の意見を發表ということに深く研究していただきたい。私たち自身も、ただ単に軽々に会計検査院とお

話をしたから、また現実的に実際会計検査院がやつておる仕事と、私たちがやる目的とするところの仕事が違ふから、この法文を通してよいじやないかということにはちよつといかぬと思つておる。私はできるならばこういう疑義はつきり解決するまでは、特別調査庁といふものを削つて、公法人に対してのみ在来通り会計検査を行うといふことの方が妥当である。法理的に考えてもそういうふうには確信しておるわけでありまして、これに対する御意見を求めることは非常に御むりだと思つておる。私の発言に対して何か御意見があつたら承りたいと思つておる。

○奥村政府委員 会計検査院が人員その他の關係で、十分なる手が揃いますれば、決算に対する検査のみならず、私が先刻お聞きを願ひましたようなこともやれるのぢやなからうかという語に對しましては、深く研究はいたしておりませんが、大体さうに私も考えております。ただしかし私どもが今回新たにこういう法律の改正をお願いいたしましたら、行政監督をやつて参りたいといふふうには考えました動機は、いろいろあるのであります。その中の一つといたしまして、これは今さら申し上げるまでもないことかもしれませんが、監査といふのは、大体監督をいたします機関の立場で、その立場というところが非常に重要になつて参るようであります。つまり先刻調査庁は政府の内部監督機構であるということにこまかく考えてみますと、それぞれの行政機関といふのは、大体調査庁の機能をまづまでもなく、それぞれの機関の内部において監督機構を持つ

ておるのが通常でございます。これは
鉄道でありますとか、通信であります
とか、あるいは事業官庁には、それぞ
れいゆるる監督をいたします特別な部
局がございまして、それらのものが地
方機関その他の經理の監督をいたして
おるのでございます。またそういう事
業官庁でございせんども、たとえは
私どもの役所を例にとりまして、中
央経済調査庁は地方に出先機関を持
つておるわけでありまして、やはり会計
課というものがございまして、その会計
課は会計検査院の検査とは別に、やは
り内部に不始末がないようにというこ
とで、常時監督をいたしておるので
ございます。しかしながらこういう内輪
の監督でございますと、どうしても機
微な点に触れたいというふうな事
がございまして、どうしても厳正な監
査をいたしますためには、公正な立
場に立ち得るところの、第三者とし
ての機関がこれに当るといふことが、せ
ひ必要なのでございます。もちろん
そうかと申しまして、それらの機関
が持つております内部的な機関とい
うものが、むだとは申し上げませんが、ど
うしても第三者的な、他人の立場でも
のを公正に見て行くという機能がせひ
必要ではないか。これは私どもの短い
経験から申しまして、そういうふう
に痛感せられるのであります。調査庁
といたしましては、そういう意味合い
で、政府の内部におきまして他の機関
のそとに立ちまして、第三者の立場で
公正に物事を見て参りたい。こういう
ふうなことで、今回の法律の改正をお
願いたしておるわけでありまして、
いろいろ重複するようでありまして、
それらの機関が立ちます立場の相

違によりまして、その監督の結果自体、
その効果自体にも著しい差異が生じて
来るというふうなことを考えておるわ
けであります。
○田中(角)委員 少し質問が長くなる
ようでも恐縮でございますが、非常に根
本問題を含んでおるだけに、もう一問
御質問したいと思います。
ただいま立案者からのお考えの開陳
があつたようでありまして、これは法
制上の疑義も私はあると思つたのであり
まして、法律家の意見も私は当然聞い
てみなければならぬと思つておりました。
しかし立案者がいろいろ御相談に
なつたといふことであります。立案
者がお答えになれるならお答えになつ
ていただいて、もしこれが純然たる法
律問題である場合は、委員長において
法制局長でもお呼びになつて、ひとつ
その疑義に対する回答を得られるよう
にとりかかわりたいと思つたのであり
ます。第三者が業務の適正運営をはか
るために監督をすることはいいこと
だ、これはまことにけつこうなんで
す。けつこうなんですが、公法人とい
うものではなく、行政官庁の一つです
から、これを経済調査庁という同じ行
政官庁が検査を行うことに對しては、
相当の基本法規というものがなければ
ならないのです。現在会計検査院とい
うものが、国の支出の会計検査を行つ
ておりますが、これは憲法の規定があ
るからであります。好むと好まざる
にかかわらず、憲法において、国の支
出に對しては会計検査院がこれに對す
る監督を行う、こういう不磨の鉄則が
あるからやられるのであります。た
だ一つの法律をつくつてこれをやり、
しかも会計検査院という憲法に規定す

る権限と紛清するおそれがある。これ
はとにかくこの規定に完全に違反する
といふことを断定するのではありませ
んが、少くともそういう官庁権限の紛
清といふものを来しておるということ
が断定せられる以上、この問題はもつ
と深刻に考へなければならぬと私は考
えておるのであります。しかも私が会
計検査院そのものに對して、相当の
疑義を持つておつたのです。この間各
界の権威者がおいでになりましたとき
に、私の質問の要旨はそこだつたので
すが、会計検査院が憲法上の権限にお
いて検査を行うといふことは、實際に
適正にこれを行へるか、行えないかわ
からぬ。私は会計監督といふものが、
ただ儀礼的に検査確定をするといふ必
要をもつてのみ会計検査院があるの
であつたならば、こんなものはたいした
ことではない。これは旧憲法において、
いわゆる天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。そ
の場合天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。この
執行に對して、天皇の名において会計
検査を會計検査院が行つた。この会計
検査院の権能といふものは、現在の新
憲法をつくるに、相当議論をせら
ねなければならなかつたと私は考へて
おります。しかし現在の憲法がある以
上、この憲法によつてやるのでありま
すが、しかしそれは大きく原則的に考
へた場合、今度予算編成権といふもの
は行政官庁にありますが、予算の採決権
といふものは国会にあるわけです。そ
の場合、当然国会が行政官庁のいわゆ
る国の支出の監督を行うといふのが新
憲法の鉄則だと、こういうふうな考へ
ているのですが、それは現在の憲法上
においてはいろ／＼な疑義があるので

終るといふことであるならば、こうい
うことは書かない方がよい。そういう
ふうな考へるのですが、それに対して
どういふふうにお考えになりますか。
なおその經理、検査に對して、罰則を
設け、組みかえを要求し、あらゆる行政
的措置がとられるものではないか。こ
れは当然現在の法律においては、ただ
に監督を行うことができるだけであつ
て、これに對する処置は経済調査庁に
おいてとられるとは思いません。これ
は法律的に疑義がある。だからこの調
査庁といふものは、公法人といふもの
が目的であつて、本来の目的通りに動
かれた方がよい。しかも特別調査庁に
公法人と同じような性格の部面がある
からといふならば、もう一歩退きさ
せて、その部面だけ、俗に言うならば解
除物件であるとか、そういうところが
ねらいであると思つたら、それによつ
ていゆる解除物件なら解除物件の部
門に對しては調査を行へる。これは法
文上不体裁になるかも知れませんが、
が、そういうふうな考へなければいか
ぬ。この条文で言つて、すなわち特別
調査庁官房會計課の會計検査までた
だちに行ふといふように、法律解釈と
しては当然解釈せられます。そういう
疑義に對しては何も言わず、特別調査
庁といふものを一つだけ行政官庁の中
で出すといふことは、そのねらいとし
ては非常にわかるのですが、法律的疑
義が非常にあるからこれだけ一条削
りになつたらどうですか。この法律案
の原案をおつくりになつた当時の公法
人だけを對象にしたならい行くべき
だ、こう考へておるのです。これはこ
むむ／＼御注文であるかも知れませ
んが、御意見があつたら承りたい。しか

る権限と紛清するおそれがある。これ
はとにかくこの規定に完全に違反する
といふことを断定するのではありませ
んが、少くともそういう官庁権限の紛
清といふものを来しておるということ
が断定せられる以上、この問題はもつ
と深刻に考へなければならぬと私は考
えておるのであります。しかも私が会
計検査院そのものに對して、相当の
疑義を持つておつたのです。この間各
界の権威者がおいでになりましたとき
に、私の質問の要旨はそこだつたので
すが、会計検査院が憲法上の権限にお
いて検査を行うといふことは、實際に
適正にこれを行へるか、行えないかわ
からぬ。私は会計監督といふものが、
ただ儀礼的に検査確定をするといふ必
要をもつてのみ会計検査院があるの
であつたならば、こんなものはたいした
ことではない。これは旧憲法において、
いわゆる天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。そ
の場合天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。この
執行に對して、天皇の名において会計
検査を會計検査院が行つた。この会計
検査院の権能といふものは、現在の新
憲法をつくるに、相当議論をせら
ねなければならなかつたと私は考へて
おります。しかし現在の憲法がある以
上、この憲法によつてやるのでありま
すが、しかしそれは大きく原則的に考
へた場合、今度予算編成権といふもの
は行政官庁にありますが、予算の採決権
といふものは国会にあるわけです。そ
の場合、当然国会が行政官庁のいわゆ
る国の支出の監督を行うといふのが新
憲法の鉄則だと、こういうふうな考へ
ているのですが、それは現在の憲法上
においてはいろ／＼な疑義があるので

る権限と紛清するおそれがある。これ
はとにかくこの規定に完全に違反する
といふことを断定するのではありませ
んが、少くともそういう官庁権限の紛
清といふものを来しておるということ
が断定せられる以上、この問題はもつ
と深刻に考へなければならぬと私は考
えておるのであります。しかも私が会
計検査院そのものに對して、相当の
疑義を持つておつたのです。この間各
界の権威者がおいでになりましたとき
に、私の質問の要旨はそこだつたので
すが、会計検査院が憲法上の権限にお
いて検査を行うといふことは、實際に
適正にこれを行へるか、行えないかわ
からぬ。私は会計監督といふものが、
ただ儀礼的に検査確定をするといふ必
要をもつてのみ会計検査院があるの
であつたならば、こんなものはたいした
ことではない。これは旧憲法において、
いわゆる天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。そ
の場合天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。この
執行に對して、天皇の名において会計
検査を會計検査院が行つた。この会計
検査院の権能といふものは、現在の新
憲法をつくるに、相当議論をせら
ねなければならなかつたと私は考へて
おります。しかし現在の憲法がある以
上、この憲法によつてやるのでありま
すが、しかしそれは大きく原則的に考
へた場合、今度予算編成権といふもの
は行政官庁にありますが、予算の採決権
といふものは国会にあるわけです。そ
の場合、当然国会が行政官庁のいわゆ
る国の支出の監督を行うといふのが新
憲法の鉄則だと、こういうふうな考へ
ているのですが、それは現在の憲法上
においてはいろ／＼な疑義があるので

る権限と紛清するおそれがある。これ
はとにかくこの規定に完全に違反する
といふことを断定するのではありませ
んが、少くともそういう官庁権限の紛
清といふものを来しておるということ
が断定せられる以上、この問題はもつ
と深刻に考へなければならぬと私は考
えておるのであります。しかも私が会
計検査院そのものに對して、相当の
疑義を持つておつたのです。この間各
界の権威者がおいでになりましたとき
に、私の質問の要旨はそこだつたので
すが、会計検査院が憲法上の権限にお
いて検査を行うといふことは、實際に
適正にこれを行へるか、行えないかわ
からぬ。私は会計監督といふものが、
ただ儀礼的に検査確定をするといふ必
要をもつてのみ会計検査院があるの
であつたならば、こんなものはたいした
ことではない。これは旧憲法において、
いわゆる天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。そ
の場合天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。この
執行に對して、天皇の名において会計
検査を會計検査院が行つた。この会計
検査院の権能といふものは、現在の新
憲法をつくるに、相当議論をせら
ねなければならなかつたと私は考へて
おります。しかし現在の憲法がある以
上、この憲法によつてやるのでありま
すが、しかしそれは大きく原則的に考
へた場合、今度予算編成権といふもの
は行政官庁にありますが、予算の採決権
といふものは国会にあるわけです。そ
の場合、当然国会が行政官庁のいわゆ
る国の支出の監督を行うといふのが新
憲法の鉄則だと、こういうふうな考へ
ているのですが、それは現在の憲法上
においてはいろ／＼な疑義があるので

る権限と紛清するおそれがある。これ
はとにかくこの規定に完全に違反する
といふことを断定するのではありませ
んが、少くともそういう官庁権限の紛
清といふものを来しておるということ
が断定せられる以上、この問題はもつ
と深刻に考へなければならぬと私は考
えておるのであります。しかも私が会
計検査院そのものに對して、相当の
疑義を持つておつたのです。この間各
界の権威者がおいでになりましたとき
に、私の質問の要旨はそこだつたので
すが、会計検査院が憲法上の権限にお
いて検査を行うといふことは、實際に
適正にこれを行へるか、行えないかわ
からぬ。私は会計監督といふものが、
ただ儀礼的に検査確定をするといふ必
要をもつてのみ会計検査院があるの
であつたならば、こんなものはたいした
ことではない。これは旧憲法において、
いわゆる天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。そ
の場合天皇の名において予算が組ま
れ、議會は協賛會だつたのです。この
執行に對して、天皇の名において会計
検査を會計検査院が行つた。この会計
検査院の権能といふものは、現在の新
憲法をつくるに、相当議論をせら
ねなければならなかつたと私は考へて
おります。しかし現在の憲法がある以
上、この憲法によつてやるのでありま
すが、しかしそれは大きく原則的に考
へた場合、今度予算編成権といふもの
は行政官庁にありますが、予算の採決権
といふものは国会にあるわけです。そ
の場合、当然国会が行政官庁のいわゆ
る国の支出の監督を行うといふのが新
憲法の鉄則だと、こういうふうな考へ
ているのですが、それは現在の憲法上
においてはいろ／＼な疑義があるので

も立案者はそういうことを十分承知しておられるのでありますが、立案した以上支障がないというのだからお通しくださいというお気持ちであろうと思ひますが、私どももいろいろものを審議する上におきましては、長く将来に残るものであつて、こういうものだけを単にこの条文だけで考へるわけには行かないという立場から申し上げるのでありますから、御意見があつたら承りたいと思ひます。なおこれに対する私の納得するような法律的御意見は承れないと思ひますが、その場合は委員長において先ほど申し上げましたように、法制上の権威者を集めてその意見を徴されんことを望みます。

○農村政府委員 かれこれ申し上げるようでもことに恐縮でございますが、私どもの方で監査をいたしますのは、先刻来申し上げておりますように、政府内部の内部の監査機構といったしまして仕事をやつて参りたいということでございますから、あくまで政府内部のいわゆる自己監査をやるわけでありまして、つまり政府が自己反省の資料を求めるとの監査をいたすわけでございます。さうやうに御了承を願ひたいと思ひます。

それからなお特別調査の監査をいたします場合に、先方とよく連絡をとりまして、その間にむだのないようには十分いたして参りたい、かように考へております。と申しますのは、ただいまお話がございましたように、私どもの方といたしましては、監査の結果をその効果を上げて参る方法といたしましては、ただ単にいわゆる勧告権を現定いたしましただけであります。御承知のように勧告権は、法律上の効

果は何もないのであります。勧告をいたしました場合に、相手方がそれに従わなければならぬというふうなことは相ならないのであります。そこでそのため当然の結果といたしまして、相手方がよく納得をしてくれまして、それではお前の方の監査の結果の注意はまことに適當であるから、それに協力をしてひとつ改善をして参ろう、こういう気持ちになつてくれることがどうしても必要な条件になるのであります。さういふ意味合いにおきまして、いろいろな連絡等につきましましては遺漏のないようにやつて参るといふことが、私どもの役所の仕事を上げて参ります一つの条件になるわけでありまして、その点につきましましては十分運用の上にも注意して参りたいと思ひます。ただいまお尋ねのお答にはならぬと思ひますが、気持ちだけを申し上げまして、ひとつ本案に御賛成願ひたい次第であります。

○田中(角)委員 もう一点だけ、今どうも思ひつきのようで次長さんにはまことに気の毒であります。自己反省のために大衆批判に訴へるといふのが、いろいろ疑義もあつたのであります。私にはほんとうにさうであるならば、現在の会計検査院法を改正して、現在の経済警察庁と会計検査院が一体となつて、会計検査院はほんとうに憲法の規定するところの、憲法から命ぜられた国の支出に対するほんとうの番人であると同時に、厳正なる検査官といふところまで持つて行かれた方が、本法案のまづたぐ千倍、数万倍、数えることのできなない効果を得ると思ひます。この法律案を立案準備せ

られると同時に、さういふ方面に大きく目をお開きになられんことを希望して私の質問を終ります。

次に一括議題になつております建設省設置法の一部を改正する法律案に対して建設省当局の意見を徴します。第十條第一項の表中」という段であります。官庁官制審議委員会、河川審議会及び道路審議会の項を削り」といふのでありますが、少し酷評になるかも知れませんが、建設次官に一言申し上げます。建設省が内閣のいわゆる行政簡素化ということに協力して参るといふことに対しては、私は大いに敬意を表します。私も与党の議員でありますので、官庁機構の再編成、行政機関の単一化、簡素化ということに対しては大賛成をしておるのであります。建設省が率先の内閣並びに党の基本政策に協力せられておるその態度は、まことに感激おくれたのであります。しかし、現在この改正法律案によつて官庁官制審議会、河川審議会、道路審議会といふ大きな審議会をみな削つてしまつて、さうして測量審議会、建設審議会、今度できるところの建築士審議会、こんな愚にもつかない、といつてはまことに言葉が足りないと思ひます。したが、ただ審議会を教にのぞいてのみ減らし、最も重要な審議会を減らされて、河川審議会、道路審議会、官庁官制審議会といふような、国土省をつくるというふうな場合その根幹をなすべき審議会を削つて小さくするといふような御意見は、一体どこにあるかといふことをまず私は承りたいと思ひます。承る前に、私は官庁官制審議会、河川審議会、道路審議会などは当然こ

れは残すべきだ、これは論をまたないところでありませぬ。なぜお削りになるのか。これは腰が弱くて削られたのか、いずれにせよ私は糾明しておきたいと思ひます。それはきのう私たちが建設委員会から合同審議会を申し込みました建設省並びに経済警察庁法案の二案を合同審議をするつもりでおりましたところ、経済安定本部設置法の一部を改正する法律案がきのう通つてしまつたさうであります。私はこれは閣議にもかかり、次官會議にもかかつたものだと思ひますが、建設省でちやうど削つたような審議会ができております。建設省が水政省になつて安本が建設省になるのであれば、これはまた何をかいわんやであります。いわゆる経済安定本部設置法の中で、河川総合開発調査協議会といふのが、法制的に裏づけをもつてきのう当委員会でも多数でもつて通つておりました。これは現在経済安定本部の中で、いわゆる省の規則において、實際河川総合開発調査協議会といふのがあつたのだから、これを法制化するのは大したことはないかといふ、まづたぐの便宜論でもつてこれに御賛成になつたのであると思ひますが、少くも建設省当局として、行政機構の再編成において官庁官制の統一をはかり、いわゆる国土省をつくるという意図があるならば、なぜ一体河川審議会、道路審議会、官庁官制審議会を削ることに御賛成になつたのか。これは非常に酷評するようでありませぬ。私たちが今まで官庁官制の統一といふような問題を基本にして、行政機構の再編成は、建設行政の一元化から進めて行かなければ絶対に行政機構の簡素化ができないといふこと

を、四年間もしやべつておるのであります。これは非常に内閣委員の諸君に言ひにくい言葉ですが、私たちがいたしましたのは四年間もやつておつたのに、またぞろ政府の施策に協力するといふ美名のもとに、だん／＼だん／＼とさういふものが小さくなつて行くことは遺憾千万と思ひます。これに對していろいろ御議論もあるでしようと思ひます。

○中田説明員 田中さんから御質問になりました点について、われ／＼の考へておるところを率直にお答へいたします。御了解を得たいと存じます。

官庁官制審議会を削除し、河川審議会及び道路審議会を合せて土木審議会にいたしましたことにつきまして、形の上においてははいかにも縮小ではないか、やせ細つて行くではないかという御意見であります。われ／＼もはなはだ遺憾に存じております。しかしながら冒頭田中さんからお話がございます通り、現内閣の、行政機構はできるだけ簡素にして、しかも内容において力強くやつて行こうといふ大方針に十分協力する意味におきまして、この原案をつくつたわけでございます。従いまして官庁官制の重要性、あるいは河川、道路行政の重要性につきまして、田中さんのおつしやる通りで、われ／＼はその機構を縮小するといふような意味において賛成するものではないと思ひます。内容において十分これを拡大し、強力なものにしなければならぬといふ点については、全然同感でございます。ただ各種の審議会をなるべく簡素にするという意味におきま

を、四年間もしやべつておるのであります。これは非常に内閣委員の諸君に言ひにくい言葉ですが、私たちがいたしましたのは四年間もやつておつたのに、またぞろ政府の施策に協力するといふ美名のもとに、だん／＼だん／＼とさういふものが小さくなつて行くことは遺憾千万と思ひます。これに對していろいろ御議論もあるでしようと思ひます。

を、四年間もしやべつておるのであります。これは非常に内閣委員の諸君に言ひにくい言葉ですが、私たちがいたしましたのは四年間もやつておつたのに、またぞろ政府の施策に協力するといふ美名のもとに、だん／＼だん／＼とさういふものが小さくなつて行くことは遺憾千万と思ひます。これに對していろいろ御議論もあるでしようと思ひます。

て、營繕審議会の内容は、比較的各答の官庁内部の話し合いを重点としてまかなつて行け得るではないかというような意味から、その内容自身が軽く取扱われるという意味ではなくして、方法においてはそつうの方法でまかなえるではないかという意味において、この營繕審議会が設置法の中からは削ることになつたわけでございます。官庁間の協力によりまして營繕の内容を充実し、營繕統一のさらに一段の進展をはかりたいという点については、田中さんの御指摘の通り十分努力して行きたいと存じます。

河川、道路審議を合せて土木審議会にしたことにつきましては、これは事務が必ずしも一致しておるといふ意味ではございませんが、河川にいたしましても、道路にいたしましても、その方法面においてはやはり土木、特に土木技術というものが共通点でございますし、いろいろの審議をしていただく委員の顔ぶれ等も、比較的共通性があるという意味におきまして、これを土木審議会といたしたわけでございます。内務省当時ありました土木會議においても河川、道路等がその内容になつておりまして、これを現実にやる場合には部会等も考えられますが、委員の方々はおおむね専門の方々をお願いし得る。そういう意味におきまして、これも簡素化に協力する一環として統一したわけでございます。そつういふ意味でございますので、この点はひとつ大原則の簡素化という意味で、中は十分勉強してやるということに御了承願いたいと思つております。

安本の設置法案はすでに内閣委員会において御可決になつたのでござい

ますが、これは実は官制上は認められなかつたのでございまして、予算の裏づけがあつて、すでに過去二箇年以上おやりになつておつた事実上の協議会がございまして、それにはわれわれの方の關係係官も参加しまして、河川の総合開発について協議をいたしておりましたものを、今回のこの設置法の整理にあたりまして、法的の裏づけをされたわけでございます。実体においては、河川そのものの改良計画というものは、河川そのもののみならず、あるいは水力資源その他万般の河川に関する総合開発の点を協議する意味で安本に事実上置かれ、またわれわれもそれに協力しておつた關係もございまして、その実体は認めないわけには参りません。またこれの運用につきましては、建設省の土木審議会との關係におきまして、相互矛盾なく、それらの立場で検討して行く上において必要があると思つて、立案當時においては折衝を重ねたのですが、政府としてはこのように提案することになつたわけでございますので、この点も御了承を願ひます。

国土省的な性格等において、国土の保全開発について建設省が十分力を入れないければならぬという点につきましては、田中さんの御指摘の通り、われわれも皆様の御協力を得て、この重大なる國策の遂行に渾身の努力を払いたいと思つております。御了承を願ひたいと思つております。

○田中(月)委員 懇切なる御意見の開陳があつて了承もできるのであります。なおその御発言中に、悲壯なる御氣持をもつて大義に殉じたという、まことに御御言がありまして、与党

の議員である私にはなほ感激をいたしております。しかし建設省の次官に、これはこの法律をもとにいたしましてこれから出る法律案に非常に関連性を持つておりますので、蛇足のようでありまして、一言申し上げます。行政の簡素化といふことは非常に重大なことであり、これに協力せらるる各官庁の真摯な態度に対しては、敬意を払つております。しかしただいま私が申しました通り、経済安定本部では、現実に必要であるというので、今まで法制上なかつた河川総合開発調査協議会といふものを法制化してあるではありませんか。私はどうも経済安定本部のことばかり言つてゐるようでありまして、安定本部では現在どういふものをお立てになつておられる。もう一つは、私が申し上げましたように、経済調査庁法の一部を改正する法律案において、官庁権限が非常にまぎらわしいといふような疑義を持たれたながらも、現実に必要であるならば経済調査庁法の中に一項を加えて、あらためて特別調査庁の経理監督を執行するといふふうにしておりまして、前二法案に比べてあまりに純情にお考えになりすぎておられるようであります。何しろ大義に殉じておられると言われれば申し上げることはありませぬ。しかしこの次には調査審議会、土木審議会の次には建設審議会といふのがございまして、官

私たちは大きな観点に立ちまして、官庁機構の再編成といふ意味から、また行政機構の簡素化のために、官庁營繕基準法とも言うべきものを考へて官庁營繕の統一をはかるかと考へてゐるのです。そのすれば審議会がまたできる

な方面と折衝の結果、今議会で改正道路法を提案せられようとしておつたてはありませぬか。もし建設省がこれをお出しにならぬならば、議員提案としてこれを提出する用意がある旨言明しております。なお建設委員会は小委員会をつくつて、これが起案に努力中でありまして、それが出来れば河川に對してはもう言はずもなことであります。現在の大きな國策を、年々歳々水に流すのはみな河川です。そうすればこの三つの審議を削らうとしても削れないのです。われわれは絶対にこれを残すような方法でもつて審議を進めておるのでありますから、また建設省も一つそつういふふうになるべくお考えになつていただきたいといふことだけ申し上げておきます。私の質問を終ります。

○鈴木委員 次に深沢義守君。○深澤委員 経済調査庁法の一部を改正する法律案につきまして、二、三の質問を行つたいと思つて、経済調査庁の任務を特別調査庁及び公団の監督を行うことができるというぐあい、擴張したようでありまして、法案におきましてその任務を擴張して、今御答弁になりましたように、政府部内における行政機構の自己反省のために行うのであるといふことも一つございまして、従来経済調査庁が重大なる監督を行つたやうであります。それが國民にあるいは一般に對して、十分はつきり発表されていぬといふ事実があるわけでありまして、それは現在各種の公団の経理につきましては、國民すべ

こたえるために、経済調査庁は各公団の監督を行つたといふことをわれわれは聞いてゐるのであります。三月四日の読売新聞におきまして、経済調査庁が監督をしたが、その監督の結果の発表を隠蔽しておるといふことをはつきり新聞に書いておられます。これは國民の聞かんとするところであり、またわれわれの知りたいところでありまして、何ゆゑに経済調査庁は、この公団の監督を行つたその結果を一般に発表しないか、その点について質問したいのであります。

○奥村政府委員 お答えいたします。各種の公団に對しまして監督を執行いたしましたことは、ただいまお話しした通りでございます。発表を差控えたといふふうな特別な固い原則を立てて参つたわけではありませぬが、實際問題といたしまして、私どもが公団の内容を監督いたしましたあとの印象は、こういうことでございます。つまり私どもの方の監督は、先刻御説明申し上げましたように、要するに不備、不正があるといふことを見つつけ出すということだけが目的でなしに、その見つけ出した結果を相手方にしるべく迅速にいたしまして、その改善の實をあげてもらうといふことが、一番大きなねらいでございます。従つて、いま申し上げておられるような場合に、それを相手方が改善して行くといふのに都合のいいような環境をつくつて行く。それに協力するといふことは、私どもが任務を達成して参ります上に、非常に必要なことではなからうか。かように考へるのでございまして、公団の監督の結果は、いわゆる終息段階に入つております公団といたしましては、いろいろ

人員の整理等もございませう。この際内容をかれこれあらさまにいたしますことが、必ずしも今申し上げましたような意味合いで、私どもの仕事の目的を達成せしめて行くゆえんではないというふうな考え方に相なりまして、ただいまのところでは、積極的にこれを世間に発表するといふふうな態度に出しておらないのでございませう。

○深澤委員 経済調査庁が、公団の監査をした後におきまして、各関係方面に勧告をいたして、その善処方をはかつたというふうなことも聞いておりますが、それにもかかわらず、数日の新聞紙は鉱工品公団の不正問題を取上げられて、大きな問題になつておられるわけでありませう。従つて単にこれを相手方に勧告するといふ程度におきましては、今日の公団の内部にあるところの不正事実を、決して矯正されないとわれ／＼は考へるのであります。従つて経済調査庁は、その監査いたしました内容を国民にも発表し、公正な輿論の背景をもつてこれを解決するといふ方法でなければ、今日の公団の内容といふものは、単に勧告程度で解決されるべき問題ではないとわれ／＼は考へます。いかに多くの国費が、この公団運営のためにつき込まれておるか、国民がそのために、いかに大きな負担をしておるか、こういうことを考へてみます場合にございませう、もちろんそれはいろいろ／＼なさしむるもございませう。しかしそれは敢然として国民の寄託に沿ひ得る行政機関として、その任務を遂行すべきであるといふことは考へるのであります。ところが読売新聞に掲載されておるところによりますれば、全容を発表すれば関係各方面に

重大な影響を及ぼすとして青木経本長官その他関係当事者と打合せた結果、当初の方針を変更、極秘裡に公団、監督官庁に通達して善後措置を急いでいる模様である」といふようなことが新聞に掲載されておるのであります。調査庁としては、こうした内容を公にしておりながらも、これを外部に発表することを避けて、内部的にこれを処理しようとしておる。しかしおおいに隠すことのできない不正が、もうだん／＼出て参るわけなのです。従つて今からでもわれ／＼はおそくはないと思つて、国会に對して経済調査庁は、その監査いたしました結果を、今からでも発表する用意があるかどうか。国会に對してその内容を全部報告することを確認し、それを実行する決意があるか。この点を私は伺ひたいと思つておる。○奥村政府委員 ただいま申し上げましたように、私どもの方でいたしましたのは、終息段階に入りまして公団の職員士氣をいたすに沮喪せしむると申しますか、さなきだに一致した氣持をもつて公団の跡始末をするという点については、各種の苦心があるわけでありませう。その環境の中にあつて、これが追い討ちをするといふふうなことでは、関係方面の人たちをデスクレージいたしましたして、仕事の効果が上つて参らぬといふふうになつて参りますことを非常におそれまして、決して隠すといふ氣持でございませぬ。相手方とよく話し合ひまして、われ／＼見たところでは、こういう点がある。これをひとつあな方もわれ／＼と協力して直つて臨んで参つたわけではございませぬ。その反面の結果をいたしまして、何か

それを秘匿しているといふふうな印象を一部に与えておるといふお話でございませぬ。その点については、まことに残念に存するわけでありませぬ。しかしながらある種の段階に達しまして、結局私どもの方としてそれを内部的に話し合ひということでは効果が上らない。つまりいかに私どもが氣を使ひましても、先方の氣持を引立てて行く上におきまして、協力をする面がないといふふうな段階に達しますれば、私どもとしても考へ方を少し改めてもしかるべきじやなからうか。かように考へておられます。ただいま鉱工品貿易公団のことについて、特にお話がございませぬ。この公団についても他の公団と同様に、私どもの見るところを率直に先方に伝えましたので、向うの責任者は、全部私どもの調べました結果の内容をよく承知いたしておつたはずでございませぬ。

○深澤委員 ただいまの御答弁によりますと、公団がすでに終息段階に入つておるのだから、この際追い討ち的にそういうものを発表することは、かえつてその処理に困難を来す結果を生むからといふことではございませぬが、公団等が解散をされるというこの段階こそ、一番重大であるといふことは考へます。その解散のどさくさまぎれに、ややもすれば非常に大きな不正が起つて来るという可能性があるわけではございませぬ。従つて終息段階に達しておればこそ、今までの全容を発表いたしまして、そうして公正なる処置を勧告すべきであり、またこれを国会等にも明確にして批判を仰ぐべき段階であるとわれ／＼は考へるわけでありませぬ。ところが調査庁の態度は、これを何とか

して表面にボロの出ないように解決しようという意図があるようにわれ／＼は考へるのであります。しかし公団の処理のいかんによりましては、国民の負担といふものに關係して来るわけでありませぬ。われ／＼はこの際一銭たりとも国民の負担を軽減すべき責任と義務がある。そういう意味からいつても、従来の全容を具体的に発表して、これに国民の批判と国会等の意見を加へまして、そうして終息段階にある公団の処理を国民の負担を少くして解決するといふ努力をしなければならぬことを痛感するわけでありませぬ。そういう意味において、今の御答弁は私としては納得できない。調査庁は、今まで調査せられたところの全容を、国会に對して報告する準備があるかどうか。もし報告する考へがおありになるか。もし、いつそれを報告されるか。そういう点についてのお考へをひとつはつきり聞きたいのであります。

○奥村政府委員 ただいまお話のことと公団に間違ひがございませぬれば、結局国民にその負担がかかつて行くわけではございませぬ。そういう心持ちをもちまして、むしろ終息段階において先方と協力いたしまして、一銭でもそこでむだがないように、できるだけ間違ひの幅を小さくして参りたいといふふうなことに努力して来たつもりでございませぬ。しかしながらそのために、ただいまお示しのような御印象を与へましたことは、まことに恐縮であります。またお話のお氣持は、私にはよくわかるのであります。いろいろ／＼なそれ／＼の段階に感ぜまして、よく考へさせていただきたい。かように存じておりませぬ。なほ国会の方から正式に御要求が

ございませぬれば、これは私どももいたしまして、そのお示しに従う用意はもちろんでございませぬ。

○深澤委員 読売新聞の記事によりますれば、この調査庁の公団監査の結果、数十億の不正を確認したという記事があるのであります。具体的に今その資料をお持ちにならないといふことも、どの程度の不正があつたかといふことは、各公団についておわかりになると思ひます。もしおわかりになりましたら、この席上でもよろしゅうございませぬから、大体どの程度の不正が確認されたか。それを明確にされたいと思ひます。

○奥村政府委員 ただいま数字の持合せがございませぬが、大体の私どもの今までやりました公団監査のやり方について申し上げまして、御了解を得たいと存じます。何さま短期間に数多くの公団に當つたわけではございませぬ。すべての業務の内容について細羅的にこれを調べて参るといふことはとてもできなかつたのでございませぬ。また調査庁の建前から申しましても、それぞれやつて参ります仕事の幅には、限定がございませぬからあるわけではございませぬ。そういうふうなことで先刻もちよつと申し上げましたように、いわゆる経済性の追究、公団の運営にむだがないか、非効率なことがないかといふことを中心の課題といたしまして監査をいたして参つたのでございませぬ。従いましてこれが犯罪につながるかどうかというふうな面は、ただいままでの監査では中心の課題といたしておりませぬ。従いまして今お尋ねのような点につきましても、私どもの方ではさほど多く申し上げるような材料の持合せがな

ございませぬれば、これは私どももいたしまして、そのお示しに従う用意はもちろんでございませぬ。

○奥村政府委員 ただいま数字の持合せがございませぬが、大体の私どもの今までやりました公団監査のやり方について申し上げまして、御了解を得たいと存じます。何さま短期間に数多くの公団に當つたわけではございませぬ。すべての業務の内容について細羅的にこれを調べて参るといふことはとてもできなかつたのでございませぬ。また調査庁の建前から申しましても、それぞれやつて参ります仕事の幅には、限定がございませぬからあるわけではございませぬ。そういうふうなことで先刻もちよつと申し上げましたように、いわゆる経済性の追究、公団の運営にむだがないか、非効率なことがないかといふことを中心の課題といたしまして監査をいたして参つたのでございませぬ。従いましてこれが犯罪につながるかどうかというふうな面は、ただいままでの監査では中心の課題といたしておりませぬ。従いまして今お尋ねのような点につきましても、私どもの方ではさほど多く申し上げるような材料の持合せがな

ございませぬれば、これは私どももいたしまして、そのお示しに従う用意はもちろんでございませぬ。

た。もちろんその金の問題を処理しなかつたという段階においてこれを見つけたのだから、それは不正にならなかつたのでありますが、しかしそういう犯罪を構成するような内容を持つた意図を持つておつたこととは明らかです。そういう意味においてわれわれは、あの問題を非常に大きく考えておつたわけです。そういう意味において、とにかく公団の経理の問題は国民の重大な注視的になつてゐる。経済調査庁は今後もこれを遠慮なく監査していただいて、そうして国民の前に明確に発表するような方向で動いていただきたいということを私は希望するのであります。

○鈴木委員 次は江花君。
○江花委員 時間もございませんで、簡単に二点だけ御質問申し上げます。今度経済調査庁関係法令の改正後の状態を予想しての質問であります。経済調査庁が今後やられようとするお仕事は、大体事務監査的なものを重点におやりになりたいというわけですか。従来もあつたように心得る司法檢察的な事務もあわせてやられるのであつかうか。多少その両者の間に重点の比重の差があつても、とにかく両方あわせてやられるのか。あるいは事務監査的なものに局限してしまわれるのであるか。そういう点をちよつとお伺いしたい。

○奥村政府委員 大体仕事の重点は、いわゆる行政監査の方に移行して参りたいと考えております。ただ経済統制も若干残存いたしております。この残存事務につきましては、私どもやはり仕事として残つておるわけでありませう。大体仕事の重点は監査ということ

を中心にしてやつて行きたいと思つて居ります。従いまして今のような告発とかいつたようなことは、重点が軽くなつております。

○江花委員 今のお話であります。行政監査的な建前で行くとすれば、今の経済調査庁全部を含めての話ですが、経済調査庁系統のスタッフの素質が、訓練というものは、はたして将来予想される事務にたえ得るものであつかうかについてお伺いいたします。

○奥村政府委員 調査庁の職員は、門学校以上の卒業生でございます。そのまた大部分は経済、法律関係の学習をいたしているわけでありませう。そこで大体の素質といたしましては、今後のいわゆる会計監査をいたして参りますのに、ちよつと都合のいいようなくあいにいふ、実際に監査いたしましたその効果を上げて参る、効き目のあるような監査をいたしますという段になりますと、ただいままでのところでは、まだ十分その腕をみがいて参らなければならぬ余地が残つております。従いましてこの法律をお願いいたすというようになりましてから、大急ぎで各上長を奮励いたしまして、いわゆる監査方面の講習というやうなものを相当大がかりにやつておる次第であります。その空気が非常に上つて参りまして、公認会計士の準備教育をいたしております機関がありますが、そういうところにもみな率先いたしまして、数十名がただいま受講いたしておりますやうな状況でございます。

○江花委員 今のお話で大体お気持は

わかつたのでありますが、この会計帳簿というものは、経理面を中心とした監査というものは、その方の技術を多少習得すれば監査はできるものであります。が、やはり適正なる予算の運用とか、収支の公正な実施とかいうやうなことを見る。たとえば建設院の仕事を見れば、建設院の仕事に相当精通しておられなければ監査というものは、なかなかできがたいように私は考えております。もちろんこれを司法的な見地から調べるということになれば、それはまた別個の見地から調べなければならぬ。しかし行政監査ということになれば、少くとも相当の理解を持つていなければならぬ。これは今の経済調査庁というやうなスタッフで、その素質と訓練で、はたしてそういうふうにならざる、新しい制度をつくつてやるやうなほど期待できるかどうかということについて疑問を持つておられます。かつまた司法檢察的な事務も、まんざら捨てたものではないという一行政監査と司法とでは、御承知の通り行政監査の結果、不正があれば檢察庁に事務は移るのでありますけれども、しかしながら大體行政監査と司法監査というものは、仕事の性質が違ふ。司法監査の方は、見つけたら必ず摘発する。行政監査の方は、適正な運用に将来持つて行く。こういうやうに監査の方の感覚が強い。こういう点についても、いろいろなものをつぎ合せのやうな感じがしないでもない。これはあくの上であるが、実際の面に當つてはその感覚が問題である。その結果は、結局監査される方の人間と、する方の人間が、酒を飲んだりして妥協してしまつていくことに終

つてはたいへんだ。その点で監査をしなければならぬ。経済調査庁の身分保障の問題も起つて来る。この点も少し御考慮願ひたい。

先ほどのお話で、これは意見になるのでありますが、田中角栄君やまた深沢君の場合も、結局さういふふうにして行つたと思つて居りますが、先ほど会計検査院は事後の決算について議会对して責任を持つていふやうな、一応の法律解釈とも申すべきやうな御意見があつたのであります。しかしながら行政官庁は御承知の通り、これは個人でも同じであります。官庁にもやはり自主性を持たしておかなければならぬ。仕事のたびごとに監査だといつて乗り込んで、帳簿を出せとかなんとか言われることは、これは悪いことをしているからいやがるといふだけでは、官庁の自主性がやはり尊重されないからである。いやしくも国の権力を分担しているのだから、一つの自主性を持たなければならぬ。それをやたらとよその官庁から、しかも憲法にもうたわれておられるものを、年がら年中目を光らせて来られては、警察でさえもこれはいかぬ。いやしくも行政監査をしようとするやうなものは、会計検査院が決算だけについて、おもに監査をするということにしたのも、一つは官庁の自主性というものが、そういう予算の適正なる執行がどうなつておるかといふことをにらみ合せた上の制度ではないか。つくる人はどうであるか知らないが、そういうふうには理解されると私は考へる。それは人間一人々々に警察をつけなければならぬやうな世の中にならなければ

ば、防ぎ得るものではないと思ふ。それは巡査そのものにもまた監査をつけなければならぬといふことになる。なるべく行政監査なり何なりは少くして、そのかわりに発動したならば強力なものであつてほしい。人の名譽を毀損したり、気分を憂鬱にするものであつては、これを世の中に出して行政事務をやりつぱにやるやうに指導するとかなんとかいふことは、それはむしろ見當違ひの方向に走るおそれがあるのであります。警察職員の墮落もそこから来ている。そういうわけでありませう。こゝろのことについては、先ほどお話がありました。いわゆる会計検査院でやらないことだから、やつてもいいというやうな議論も一つのりくつてあれば、会計検査院でさえもやらないから、やらないのが正しいということも一つのりくつてであると思ふのであります。以上をもつて終ります。

○鈴木委員 淺利三郎君。
○淺利委員 大分はかの方で質問が尽きておりますが、建設委員会の態度を決するために、念のために伺いたいと思つて居ります。行政官庁が、行政官庁を監査する、この根本の問題であります。これは今江花委員から御意見もあつたやうであります。私もこの点を特に重要視しておるのであります。各行政官庁が対等であるべきものが、その一つの官庁が特に行政官庁を監査する、こういう機構を設けるといふことは、はたして適当であるか。官庁は各自の責任を持つて事を処理すべきである。もし調査庁内において、一部に不安な形跡があるならば、自主的にあるいは監査部を設けるとかなんとか、方途もあり得る。ことに國務大臣がこれを

○江花委員 今のお話で大体お気持は

わかつたのでありますが、この会計帳簿というものは、経理面を中心とした監査というものは、その方の技術を多少習得すれば監査はできるものであります。が、やはり適正なる予算の運用とか、収支の公正な実施とかいうやうなことを見る。たとえば建設院の仕事を見れば、建設院の仕事に相当精通しておられなければ監査というものは、なかなかできがたいように私は考えております。もちろんこれを司法的な見地から調べるということになれば、それはまた別個の見地から調べなければならぬ。しかし行政監査ということになれば、少くとも相当の理解を持つていなければならぬ。これは今の経済調査庁というやうなスタッフで、その素質と訓練で、はたしてそういうふうにならざる、新しい制度をつくつてやるやうなほど期待できるかどうかということについて疑問を持つておられます。かつまた司法檢察的な事務も、まんざら捨てたものではないという一行政監査と司法とでは、御承知の通り行政監査の結果、不正があれば檢察庁に事務は移るのでありますけれども、しかしながら大體行政監査と司法監査というものは、仕事の性質が違ふ。司法監査の方は、見つけたら必ず摘発する。行政監査の方は、適正な運用に将来持つて行く。こういうやうに監査の方の感覚が強い。こういう点についても、いろいろなものをつぎ合せのやうな感じがしないでもない。これはあくの上であるが、実際の面に當つてはその感覚が問題である。その結果は、結局監査される方の人間と、する方の人間が、酒を飲んだりして妥協してしまつていくことに終

つてはたいへんだ。その点で監査をしなければならぬ。経済調査庁の身分保障の問題も起つて来る。この点も少し御考慮願ひたい。

先ほどのお話で、これは意見になるのでありますが、田中角栄君やまた深沢君の場合も、結局さういふふうにして行つたと思つて居りますが、先ほど会計検査院は事後の決算について議会对して責任を持つていふやうな、一応の法律解釈とも申すべきやうな御意見があつたのであります。しかしながら行政官庁は御承知の通り、これは個人でも同じであります。官庁にもやはり自主性を持たしておかなければならぬ。仕事のたびごとに監査だといつて乗り込んで、帳簿を出せとかなんとか言われることは、これは悪いことをしているからいやがるといふだけでは、官庁の自主性がやはり尊重されないからである。いやしくも国の権力を分担しているのだから、一つの自主性を持たなければならぬ。それをやたらとよその官庁から、しかも憲法にもうたわれておられるものを、年がら年中目を光らせて来られては、警察でさえもこれはいかぬ。いやしくも行政監査をしようとするやうなものは、会計検査院が決算だけについて、おもに監査をするということにしたのも、一つは官庁の自主性というものが、そういう予算の適正なる執行がどうなつておるかといふことをにらみ合せた上の制度ではないか。つくる人はどうであるか知らないが、そういうふうには理解されると私は考へる。それは人間一人々々に警察をつけなければならぬやうな世の中にならなければ

監督しておられる。國務大臣の監督のもとにある官庁に対して、他の行政官庁が監督するということは、はたして適當であるかどうか。これが重要な問題であります。そういう点について、どういふふうなお考えをお持ちでしょうか。今江花君の質問に対してはお答えがなかつたようではありますが……

なお時間の関係上、私はあわせて例示してお伺いするのではありませんが、行政官庁で監査の対象となるのは、ひとり特別調達庁だけか。あるいはほかにもあるか。たとえば特別調達庁は進駐軍の要求に応じて建物を建設する。建設費は官廳部においてこれまた建物を建設する。また直轄工事もたくさん行つておる。そういう場合に、この類似なものに他日それを及ぼす意思があるか。こういう点についても伺いたいのであります。特にもし特別調達庁だけが対象になるならば、何ゆゑにこれだけを対象にしたか。その点をまずもつてお伺いしたいと思います。

○興村政府委員 お答えいたします。第一段の政府の一機関が政府部内の他の機関を監査することの是非という点でございますが、この点は先刻田中さんからお尋ねの際に、私の氣持を申し上げたのであります。私はかように考へております。政府の部内におきまして、政府自身の反省の資料を得るために、お互いに——お互いと申しますか、一つの機関が他の機関を監査するということは、法律上もさしつかえのないのじやないか。こういう考へ方をいたしております。

それから次にお尋ねの第二段の質問でございますが、これは先刻も申し上げたかと存じますが、私どもの方とい

たしましては、監査の目的を達しますためには、經濟關係の各行政機関、広くそれらにわたります。その実行の状況を監査して参る必要があると考へております。従ひまして、対象は調達庁のみに限定しておるわけではございません。

○淺利委員 もし經濟關係の各行政官庁を対象にするなら、特に特別調達庁だけをここに例示するというのも、あまりに意味をなさぬように思ふのであります。特別調達庁をここに特定しなければならぬという事由は、別にいと了承してよいのですか。

○興村政府委員 先刻私の御説明が、言葉が足らなかつたようでございます。言葉から重ねて申し上げます。特別調達庁を特掲いたしましたのは、これは實現上の技術から出たものでございまして、つまり第一条の方は、重要な經濟關係の法令の勵行をはかるということになつております。それらの行政機関が、その裏に裏實的な運用すべき法令を持つております場合には、その法令の勵行をはかるということが、同時にその機関の監査をなし得るといふことになる。かような考へ方をいたしておるのでございます。ところが特別調達庁につきましては、その裏に特別調達庁の運営自体を規定いたしております法律がございせん。従ひまして、今申し上げましたような方法をもちましては、特別調達庁をわれわれの監査の対象として取上げて行くべく實現するすべがなかつたのであります。そこでやむを得ず、特別調達庁ということとを、公団と並べまして特掲をいたしたような次第でございます。

○淺利委員 第一条の經濟調査庁の目的を見ますと、「國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價に云々とあるのが、特別調達庁の業務に関する限りは、進駐軍の命令によつて、その需要に應ずるものであります。この場合に、物資の調整を図るため、云々というゆとりのある仕事ができるかどうか。一般のことならば、物資が少いから、ここは減らすとか何とかできましようけれども、これは優先的に必ず需要に應じなければならぬ。こういう關係にあるものに対して、物資の生産、配給及び消費というふうな問題について、經濟調査庁の目的の対象となる範囲は、はなはだ狭いのではないかと思ひますが、こういう問題を關しても、なお實際的にどういふことを監査するのであるか。どういふことが監査の対象になるのであるか。具体的に何つてみたいのであります。命令によつて調達したものを、それがいいとか悪いとかいふ監査の余地があるかどうか。どういふところに實際のねらいがあるのですか。

○興村政府委員 現在の法令の許されず領内では、実は特別調達庁の監査も部分的に実施いたしましたのであります。その印象から申しますと、たゞいま特別調達庁といたしましては、非常に大きないわゆる解除物件をかかえて、その処理に非常に困つておいでになるやうであります。その原因あるいは滞貨処理の方法等を、私ども第三者といたしまして、いろいろ考へを立てまして、調達庁の方と相談いたしました。あるいはまた要すれば、さらに外部的に相談すべき方面もあるやうであります。そういう方面につきまして

も、私ども直接の当該官庁としてでなしに、第三者として見るということではないか。かようなことをねらつておられます。

つしかなかつたために、そういうことになつたのであります。ただいまのような公社が將來設立されて、それらのものについても、他の公社同様に監査をする必要があるということになりますれば、これは當然考慮すべきではなかつたかと存じております。

なお「法令による」云々と公団の方には書きまして、公社の場合には書きませんでした点につきまして、何か御疑問がございませうにちよつと承りました。それは専売公社の方は公社という言葉がございませうが、國有鐵道は正しくは日本國有鐵道という団体ださうでございます。それをひつくるめまして公社と稱することは、法律的に少しぐあいが悪いといふやうなことで、ああいう表現になつたのであります。あわせて御了承願ひいたします。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。御質疑がなければ、内閣委員会、建設委員会連合審査会は、これにて散會いたします。

午後零時二十七分散會

昭和二十五年五月十八日印刷

昭和二十五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁